

自動販売機設置に係る仕様書（都立農業高等学校）

- 1 目的 生徒及び職員の福利厚生のため、市価よりも低廉な価格で食品等を供給する自動販売機を設置する。
- 2 設置期間 令和8年1月1日から令和9年3月31日まで（1年3か月）
- 3 設置場所 本校舎南棟1階生徒昇降口（高さ1,840×幅900×奥行900mm程度）
※設置場所は別紙のとおり。ごみの回収箱は不要。
- 4 設置台数等 食品自動販売機 1台
- 5 販売品目・方法等
 - （1）食品の販売品目はパン（サンドウィッチ類含む）、おにぎり等とし、事前に学校長と協議の上決定すること。品目の選定に当たっては、成長期の高校生の健康に配慮し、菓子パン等の糖分の多いものは可能な限り少なくすること。また、カップラーメンの販売は行わないこと。
 - （2）販売価格は市価より低廉な価格とする。この場合、使用料を免除する。
 - （3）販売時間については、学校長と協議すること。
 - （4）販売機は災害対応型とし、電子マネーも対応可能なものとする。
 - （5）故障等については、原則として当日中に対応すること。
 - （6）商品の補充は消費期限及び賞味期限を考慮の上、原則として毎日行うこと。
 - （7）その他、販売品目・方法等について必要な事項は、学校長と協議すること。
- 6 その他
 - （1）本件については、販売価格及び提案内容を総合的に勘案し、契約者を決定する。
 - （2）本件に採用された事業者は、別途納税証明書、登記簿謄本等を提出すること。
 - （3）使用許可及び光熱水費の取扱いについては、「教育財産管理規則について」（昭和42年2月20日付42教財発第64号）、「行政財産の使用許可に伴う光熱水費の計算方法について」（昭和45年2月18日付45教統経発第23号）及び「都立学校における食堂、売店及び自動販売機等の取扱いについて」（令和2年12月25日付2教学高第2354号）によるものとする。
 - （4）自動販売機設置・撤去費用及び自動販売機使用に係る電気料金については、設置者の負担とする。また、電気使用量測定のためのメーター類についても同様とする。

- (5) 漏電遮断機の設置、転倒防止等の安全対策を講じること。
- (6) 営業許可、保健所への届出等、法令に規定のある事項については、設置者が使用前に手続きを行い、その許可書の写しを添付の上、学校長へ使用許可の申請を行うこと。
- (7) 許可期間中に経済状況の大幅な変動が生じた場合は、別途学校長と協議すること(消費税率の変更に伴う販売価格の変更を含む)
- (8) その他不明な点等については、両者協議のうえ決定する。

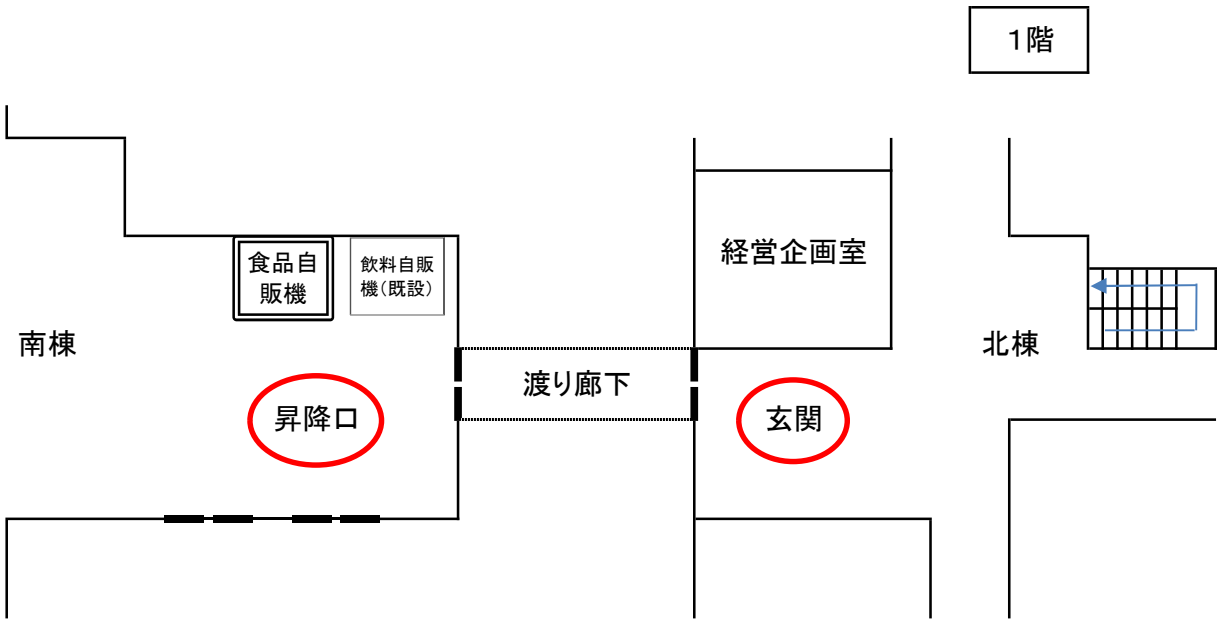
7 提案書類 (各5部)

- (1) 機器の説明
 - ・ 機器寸法・外観・機能 (販売時間設定・災害時ペンダー)・消費電力等
- (2) 本校販売予定品目、本校販売予定価格(税込価格)及び定価内訳比較表
- (3) 管理体制
 - ・ 商品補充、メンテナンスの頻度
 - ・ 不具合があった場合の対応体制
 - ・ 学校からの随時の販売自粛依頼(節電、学校行事等)への対応の可否
- (4) 令和7年度都立学校への販売機設置実績 (PTA契約分は除く)、その他のセールスポイント

8 提出期限 令和7年11月28日(金) 正午

9 提出先 東京都立農業高等学校 経営企画室
電話 042-362-2211

使用箇所図面



自動販売機スペース: $0.9\text{m} \times 0.9\text{m} = 0.81\text{m}^2$ (転倒防止板含む)